

# 令和3年度公害等調整委員会 政策評価懇談会

日時：令和4年8月5日（金）13:30～15:00

場所：Web会議システム

総務省 公害等調整委員会事務局

【山内事務局長】 それでは、定刻になりましたので、令和3年度公害等調整委員会政策評価懇談会を始めさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、昨年度と同様にウェブ会議で開催させていただいております。皆様には御協力を頂き、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、御参加いただいております有識者の皆様方の御紹介をさせていただきます。

まず、東京経済大学名誉教授、礪野弥生様。

【礪野構成員】 よろしくお願いたします。

【山内事務局長】 よろしくお願いたします。

続きまして、上智大学法科大学院教授、北村喜宣様。

【北村構成員】 こんにちは。北村でございます。

【山内事務局長】 よろしくお願いたします。

日本司法支援センター常務理事、名執雅子様。

【名執構成員】 名執でございます。今回からの参加です。よろしくお願いたします。

【山内事務局長】 お願いたします。

関西大学総合情報学部教授、名取良太様。

【名取構成員】 よろしくお願いたします。

【山内事務局長】 お願いたします。

静岡県公害審査会会長、松田康太郎様。

【松田構成員】 よろしくお願いたします。

【山内事務局長】 跡見学園女子大学マネジメント学部長、丸岡吉人様。

【丸岡構成員】 丸岡です。よろしくお願いたします。

【山内事務局長】 お願いたします。以上の皆様方でございます。

法テラスの名執先生には、今回の懇談会から新たに御出席をいただきます。法テラスの現状を背景に、貴重な御意見を頂ければ幸いです。どうぞよろしくお願申し上げます。

【名執構成員】 よろしくお願いたします。

【山内事務局長】 次に、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。

まず、委員長の永野厚郎でございます。

【永野委員長】 委員長の永野でございます。荒井委員長の後任として先月1日に着任いたしました。どうぞよろしくお願いたします。

【山内事務局長】 次に、委員の上家と子でございます。

【上家委員】 上家でございます。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 次に、同じく委員の都築政則でございます。

【都築委員】 都築でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 次に、同じく委員の若生俊彦でございます。

【若生委員】 若生です。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 同じく委員の野中智子でございます。

【野中委員】 野中でございます。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 最後に、委員の大橋洋一でございます。

【大橋委員】 大橋です。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 永野委員長は本年7月1日に着任いたしました。また、上家委員と、本日欠席でございますが、加藤委員につきましても同日付で再任されております。

また、事務局からは、事務局長を務めます私、山内以下が出席しております。次長の小原でございます。総務課長の野竹でございます。両名は本年6月28日に着任いたしております。よろしくお願いいたします。

本日は私、山内が司会進行を務めさせていただきます。

なお、始まる前にもお知らせいたしましたが、有識者の皆様方におかれましては、発言を行われる際にマイクを入れ、発言を終えたらマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

それでは初めに、委員長の永野から一言御挨拶申し上げます。

【永野委員長】 委員長の永野でございます。開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、令和3年度政策評価懇談会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今年も昨年に引き続き、ウェブ会議にての開催となりましたけれども、有識者の皆様に御参加いただき、貴重な御意見を伺えますことを、心から感謝申し上げます。

ところで、御承知のとおり、公害紛争処理及び土地利用調整を所管する当委員会は、今年の7月1日に設立から50周年を迎えました。50周年という大きな節目に当たり、私ども一同、気持ちを新たに、制度発足の趣旨に思いを致しつつ、環境をめぐる意識の高まりや経済・社会構造の変化など時代の要請に的確に応える制度の運用を目指して、一層の努力

を重ねてまいりたいと思います。

まず、紛争解決機関として、当然のことではありますが、専門性と職権調査という当委員会の手続の特色をいかしつつ、世相を反映して変容する公害紛争の形態と事案の特質に応じた柔軟な手続運用を図り、より迅速・適正な紛争解決を目指すとともに、さらにITの活用を通じて利用者の利便性を一層高めていきたいと考えております。さらに、公害に係る紛争解決の中核機関としての使命を果たせるよう、紛争の予防・解決に資する情報の還元や当委員会にふさわしい事件についての利用の拡大など地方公共団体、関係機関との連携や役割分担を意識しながら、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

本日は、当委員会の令和3年度の取組や業務実績のモニタリングに加え、令和5年度からの基本計画についても御意見を頂くこととなっております。本日の懇談会が、当委員会がより効果的かつ効率的に業務を遂行していく上で、有意義な機会となるものと期待しております。

有識者の皆様には、率直で忌憚<sup>きたん</sup>のない御意見を頂きますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【山内事務局長】 それでは、続きまして、当委員会の業務及び政策評価についての御説明・意見交換に移らせていただきます。

令和3年度は、令和2年度から4年度まで3か年の政策評価基本計画期間の2年目となっております。まずは本懇談会の位置づけについて、総務課長の野竹から御説明いたします。

【野竹総務課長】 それでは、私のほうから説明させていただきます。事前にお配りしておりますPDFファイル、こちらの令和3年度政策評価懇談会配付資料に沿って説明させていただきます。資料は画面にも投影いたしますので、そちらを御覧いただいても結構でございます。

はじめに、1ページ目、資料1と振ってあるものでございますけれども、こちらは「政策評価法に基づく政策評価の仕組み」を御覧ください。政策評価につきましては、効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の諸活動において、国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として実施されるものとされておりまして、この資料の1番目の「政策評価の実施主体」に記載している行政機関の一つとして公害等調整委員会も政策評価を実施しているところでございます。

次に2番目の「政策評価の体系」でございますが、政府は政策評価に関する基本方針を策定・公表することとされており、各行政機関は、この基本方針に基づきまして、中期的な基本計画と1年ごとの実施計画を策定・公表することとされております。また、各行政機関は、この基本計画と実施計画に基づきまして評価を実施し、評価書を作成・公表するという体系となっております。

3番目の「本懇談会の位置づけ」でございますけれども、下の方に引用している政策評価法第3条第2項第2号に規定されておりますとおり、政策の特性に応じまして学識経験を有する方の知見を頂くことでありますとか、その下に引用している当委員会の基本計画にも記載しておりますとおり、皆様からの御意見を聴取することにより、知見の活用を図ることとされておまして、この懇談会を開催させていただいているところでございます。

続きまして、次のページ、「本懇談会の位置付けと今後の政策評価の流れ」を御覧ください。

公害等調整委員会で実施する政策評価は、いわゆる目標管理型の政策評価ということでございまして、参考資料として別途お配りしております資料の中に、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドラインというものがございまして、その中におきまして、下線部分に記載がありますとおり、目標管理型の政策評価に関しましては、評価を行わない年度においては、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して毎年度実績の測定（モニタリング）を行うこととされているところでございます。

また、基本計画の期間につきましては3年間から5年間とされている中で、この公害等調整委員会におきましては、今期は令和2年度を初年とする3年間の単位として基本計画を策定しているところでございます。

今回の懇談会におきましては、基本計画の2年度目に当たります令和3年度の実績の測定、いわゆるモニタリングにつきまして、追って資料3に沿って報告をさせていただいて、御意見を頂きたいと考えております。

また、令和5年度以降は新たな基本計画の期間に当たりますので、追って資料4に沿って、新たな基本計画の案をお示しして、御意見を頂きたいと考えております。

資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料2、「政策評価懇談会説明資料（令和3年度における取組）」を御覧ください。

この資料につきましては、次のページ以降、右上にオレンジ色でスライド番号を記載し

ておりまして、説明対象のスライドを示す場合にはこちらの番号を使わせていただきます。

まず初めに、次のページのスライド番号1、「公害等調整委員会の役割」を御覧ください。

公害等調整委員会におきましては、公害紛争処理と土地利用調整を所管しておりまして、公害紛争処理の対象となります公害は、環境基本法第2条第3項に規定されておりますいわゆる「典型7公害」とされております。このような公害に係る紛争につきましては、当事者からの申請に基づき、加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う原因裁定、損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う責任裁定、調停案を提示するなど双方の互譲による合意を促して紛争の解決を図る調停などにより、迅速・適正な解決を図っているところでございます。

右上に記載の土地利用調整でございますけれども、一つ目に記載の鉱業法、採石法、砂利採取法などに基づく許認可等の行政処分につきましては、不服がある者からの申請に基づき裁定を行う制度がございます。これにつきましては一審代替性がございます。当委員会の裁定に不服がある場合には東京高等裁判所に訴えを提起することとなっております。

二つ目に記載の土地収用法に基づく意見照会への回答につきましては、事業認定や収用裁決に係る審査請求について国土交通大臣が行います裁決に際しまして、事前にこの委員会に意見照会することとされておりまして、国土交通大臣から受けた意見照会に対して回答を行うという制度となっております。

以上が公害等調整委員会の役割でございます。

次に、スライド番号2に進んでいただきまして、公害紛争処理についてももう少しお話しさせていただきますと、こちらに図示している「公害紛争処理の流れ」の右側にある公害紛争から始まることもございますけれども、左側にありますように、都道府県や市区町村への公害苦情という仕組みが別途ございます。公害苦情につきましては、令和2年度には8万1,557件が寄せられておりまして、こうした公害苦情相談で解決できなかったものの一部について、公害紛争に持ち込まれるということがございます。

そして、公害紛争手続につきましては大きく分けて二つございまして、調停、あっせん、仲裁と裁定がございます。調停、あっせん、仲裁につきましては、都道府県公害審査会等と公害等調整委員会で分担して処理しております。もう一方の裁定につきましては、公害等調整委員会が専管する形になってございます。

このように都道府県公害審査会等と公害等調整委員会が相互に役割分担しながら、公害紛争の処理の解決に努めるという仕組みになってございます。

次に、スライド3、「調停手続・裁定手続の流れ」を御覧ください。

調停につきましては、期日が非公開となっております一方、裁定につきましては公開となっております。また、当事者間の合意による解決が相当であると認めるときには、この裁定につきましても職権で調停に移行させることができることとされております。

また、右側に記載しております裁判所からの嘱託というところがございますけれども、こちらは、公害に係る被害に関する民事訴訟につきまして、裁判所から嘱託を受けて加害行為と被害の発生の因果関係の存否について判断するもので、必要に応じて公調委が費用を負担して専門委員の委嘱をしたり、外部事業者による調査を実施したりしているものがございます。

この原因裁定嘱託制度につきましては、初めて嘱託を受け付けたのが比較的最近でございまして、平成16年度が最初となっております。令和3年度までの累計で、現在のところ13件受け付けております。追って説明いたしますが、弁護士や裁判所に対する制度の周知に取り組んでいることもございまして、昨年度は新規に4件受け付けるなど、最近では利用が増えている状況にございます。

続きまして、次のスライド番号4を御覧ください。ここから政策評価の話に入らせていただきます。

まず、「公調委における政策・施策・測定指標の体系」をまとめております。

公害等調整委員会の政策は、公害紛争処理と土地利用調整の大きく二つございますけれども、上半分に記載しております公害紛争処理に関する施策につきましては、公害紛争事件の迅速・適正な処理と公害紛争処理制度の利用促進という二つに分けてございまして、それぞれ測定指標として（1）では、事件の①受付・係属・終結件数、②事件調査の実施状況、③裁定事件の平均処理期間、④現地期日の開催状況を、（2）の利用促進では、①受付・係属・終結件数、相談ダイヤルの相談件数、②委員会・都道府県の受付件数、③ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合をそれぞれ設定してございます。

下半分に記載の土地利用調整関係に関する施策につきましては、鉦区禁止・不服裁定と意見照会という二つに分けてございまして、それぞれ測定指標として（1）では、①鉦区禁止地域指定請求の平均処理期間、②不服裁定事件の受付・係属・終結件数を、（2）では①意見照会への回答事案等の受付・係属・終結件数をそれぞれ設定してございます。

これら測定指標のうち、いわゆる定量的な目標となっておりますものが、裁定事件の

平均処理期間とブロック会議参加者のアンケートにおける「業務に役立った」の割合の二つとなっております。

以上が、「公調委における政策・施策・測定指標の体系」でございます。

続きまして、各政策・施策につきまして、順に説明させていただきます。

スライド番号5番を御覧ください。

令和3年度の公害紛争処理事件の受付件数としましては、令和2年度より増加しております。24件ございました。終結件数は12件と例年より減っております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、従前のように現地調査でございますとか、期日の実施に向けて調整がなかなか円滑に行えなかったことなどの影響が現れているものと考えてございます。

次のスライド番号6番を御覧ください。

こちらでは、参考情報としまして、「公害紛争事件の最近の特徴」をまとめております。

特徴といたしまして、近年言われておりますように、比較的小規模な都市型・生活環境型公害紛争事件が多く係属する傾向にあり、令和3年度は騒音事件の係属件数が35件と、係属件数全体60件の6割を占めている状況でございます。

下半分に個別の事件について2事例ほど紹介させていただいております。事例①は地盤沈下に係る裁定事件でございます。公調委における手続の特徴であります専門委員の専門的知見でございますとか、現地調査、現地期日で行われているものでございまして、また事例②は、いわゆる県際事件というもので、現在係属中のものでございます。

左下事例①は、<sup>とみくすく</sup>豊見城市の住民の方が申請人となっているものでございまして、当該申請人宅の隣地で行った住宅の基礎杭打ち工事によりまして当該申請人の住宅にひび割れが生じたとして申請がなされた財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件でございます。こちらにつきまして裁定委員会を設けまして、現地審問期日を1回開催、また専門委員も1名選任いたしまして、事務局、専門委員による現地調査などを行いました結果、一部認容、一部棄却ということで裁定したというものでございます。

右下の事例②は、埼玉県新座市の住民を申請人とするものでございまして、隣接する東京都東久留米市に所在します入浴施設からの騒音により精神的苦痛を受けているとして申請がなされた生活環境被害調停申請事件でございます。こちら申請人のほうから、騒音について規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講ずることなどを被申請人に対して求める趣旨の調停が求められておりまして、現在、調停委員会を設けまし

て手続を進めているところでございます。

次に、スライド番号7番を御覧ください。

令和3年度におきましては、21事件につきまして25回の事件調査を実施しております。この事件調査につきましては、事務局の職員が現地に出向き、関係者からヒアリングを行った回数も含まれておりまして、専門委員の任命や各種測定など、因果関係の解明に必要な調査を行った結果、事件調査の回数がおおむね例年どおりの水準ということになってございます。

次のスライド番号8番を御覧ください。

こちらには「裁定事件の平均処理期間」をまとめておりまして、令和3年度に終了しました事件のうち、専門的な職権調査を実施した、又は専門委員を任命するような専門的な調査を要した事件につきましては、平均処理期間は約2年2か月となっております。政策評価の目標として掲げさせていただいております2年という目標を若干超過しております。

この要因といたしましては、右下の吹き出しに記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、予定していた期日、現地調査の延期といった事情もございまして、棒グラフの赤い部分にありますように1,000日を超過した事件もございまして、これらが結果的に全体の平均値を引き上げたということが見て取れるかと考えております。

もう一方の専門的な調査を要しない事件につきましては、処理期間が5か月となっております。目標でございました1年3か月を達成しているということでございます。

次に、スライド番号9番を御覧ください。

こちらには「現地期日」の開催状況をまとめておりまして、公害等調整委員会では、当事者の負担軽減のために、被害発生地等の現地で期日を開催するという取組を行っておりまして、右下に記載のとおり現地期日の開催基準というものがございまして、当事者の意向に配慮しつつ、被害発生地が東京からおおよそ100キロメートル以遠であることなどを勘案した上で、各事件の期日ごとに裁定委員会が相当と認める場合に、中央委員会の承認を得て、現地期日を開催することとされております。令和3年度におきましては、被害発生地が東京から100キロメートル以遠であった事件の期日が4回ございまして、4回とも全て現地期日という形で開催しております。

なお、現地期日におきましても、広めの会場を確保するなど、感染防止対策を徹底する

ことで、感染が広がっていた東京に来ることなく手続を進めることができたと考えております。

また、以前、このスライドに関連した御指摘を受け、引き続き、遠隔地の当事者とも緊密な連携を取るために、ウェブ会議や電話会議などのシステムを用いた進行協議などを進めております。

続きまして、スライド番号10番、こちらには「広報等の取組」をまとめております。

公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、また公害紛争処理制度を認知・利用していただけるようにするために、①一般国民、②地方自治体、③法曹関係者の三つのチャンネルに分けて、体系的・持続的な広報を実施しております。

一般国民向けにつきましては、公害苦情・紛争処理制度の認知向上、利用促進を目的といたしまして、政府広報、白書、リーフレット、インターネットなど、それぞれの世代に応じた媒体を活用しております。

地方自治体向けにつきましては、公害苦情・紛争処理に関する知識・技術の向上を目指しまして、ウェブセミナー、公害紛争処理連絡協議会、説明会などを開催しております。

また、法曹関係者向けにつきましては、公害紛争処理制度、原因裁定嘱託制度の利用促進などを目的としまして、講演、通知文の発出、インターネットによる広報を行ってきているところでございます。

次のスライド以降で、個別に説明させていただきます。

まず、スライド番号11番、「一般国民向け広報」についてまとめておりまして、左側に記載のとおり、政府広報の関係では、音声広報CDでございますとか、点字や大きな活字を用いた広報誌によりまして、視覚に障害のある方などに向けた広報を行いましたほか、政府広報オンラインというものがございまして、その中で令和2年に作成しました動画と合わせて、公害紛争処理制度を紹介するページを設けております。

次に、右側に記載しております機関誌・リーフレットの関係では、機関誌「ちょうせい」を年4回発行しておりまして、令和3年8月号では、公害苦情の原因で最も多い野焼きにつきまして、座談会で地方自治体担当者、有識者による議論などが行われたことについて紹介しております。また、総務省の広報誌にも公害紛争処理制度について掲載していただいたほか、リーフレットも活用しているところでございます。

続きまして、スライド番号12番、こちらではプレスリリースについてまとめております。

まず、年次報告につきましては、公害等調整委員会設置法に基づき、国会に対して所掌

事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表することとされているものでありまして、この委員会が設置されました翌年の昭和48年以降、毎年実施しております。令和3年度におきましては、令和3年6月4日に令和2年度年次報告を国会に報告し、公表しております。また、平成29年度年次報告から設けております「巻頭特集」というところでは、「コロナ禍における公害紛争処理」と題しまして、公害紛争処理手続における感染防止のための対策でございますとか、感染防止のためにブロック会議を中止する代わりにウェブ形式によるウェブセミナーを開催したことなど、令和2年度に講じた取組について紹介しております。

また、この年次報告でございますとか、下半分あたりにまとめております公害苦情調査につきましては、総務省だけではなくて、環境省の記者クラブにもプレスリリースを行っております。公害苦情調査につきましては、最後に記載のとおり、記事にもなっております。

次に、スライド番号13番には、ここまでで取り上げてきました年次報告や公害苦情調査、機関誌「ちょうせい」について総務省のツイッターで配信したことのほか、公調委の公害相談ダイヤルなどにおいて直接広報を積極的に実施している状況をまとめております。

下半分に例を挙げておりまして、左側が総務省のツイッター、真ん中が子供向けのサイト、右側は公調委の公害相談ダイヤルの相談件数をまとめており、令和3年度におきましては相談件数が470件ということで、相当増えている状況が見て取れます。

このスライドに関連して、昨年度の懇談会で「ちょうせい」の配布方法につきまして御指摘を頂いておりましたところ、令和3年8月号から「ちょうせい」を発行するたびに、都道府県の公害紛争処理担当主管課への配布を始めておりますほか、これまでの特集ですとか、セミナーなどの有用な記事をアーカイブとして「ちょうせい」の誌上やツイッターなどで紹介することにより、理解促進、実務などへの活用を促しているところでございます。

次のスライド番号14番、こちらでは公調委のホームページへのアクセス数をまとめておりまして、令和2年度に引き続き、令和3年度もアクセス数が増加している状況が見取れると思います。

左下の表にまとめておりますとおり、公調委のホームページへのアクセスに関するGoogleの検索順位を見ていただきますと、「公害苦情」、「公害紛争」という検索ワードでは、引き続き1位ということになっております。

また、右下のユーザー属性を見ていただきますと、右側のGoogleとかヤフー、その他検索サイト経由でたどり着いていることがうかがえ、検索に関する取組により、アクセス数の実績につながっているということが見て取れるかと考えております。

このスライドに関連して、昨年度の懇談会で、検索エンジンに関する御指摘も頂いておりました。令和3年度におきましては、引き続き最適化に努めますとともに、政府広報、総務省の広報誌などを通じまして当局ホームページへの誘導を図りまして、検索結果の向上に努めております。加えて、令和4年度取組といたしまして、これは今年度のモニタリング事項ではありませんけれども、当局公式ツイッターというものを開設してありまして、各ツイートにおいて当局ホームページへの誘導を図っているほか、主要なページのバナーをつくりまして、アクセス数の多いページに掲載することにより、サイト内での回遊率の向上に努めているところでございます。

また、広報の効果分析に関する御指摘も頂いていたところございまして、こちらにつきましては定期的なホームページアクセス数の解析・集計を行っておりまして、所要の改善を検討するとともに、「ちょうせい」の読者モニターなどを通じた広報効果の把握分析にも努めてありまして、こうした取組を通じまして制度の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、スライド番号15番を御覧ください。

こちらでは都道府県公害審査会等における事件処理、公害紛争処理制度全体としての一層の利用につながるようにするために、例年、いわゆるブロック会議を開催してきましたが、令和3年度におきましては、前年に引き続き、感染防止のためにブロック会議に代わってウェブ形式のセミナーの開催によることとし、10回開催しましたところ、参加人数、これは視聴者数になるわけですが、2,368人となっております。参加者アンケートにおける業務に役立ったという回答をいただいた方が97.3%となっております。

下に記載しております、公害紛争処理連絡協議会につきましても、前年に引き続きましてウェブで開催しております。

このスライドに関しまして、昨年の懇談会で御指摘いただいております、ウェブ会議の積極的な活用や基礎自治体への相談で解決に至らないような事案を都道府県、公調委につなぐという取組につきまして、御指摘いただいていたところ、これらの御指摘につきまして、令和3年度取組といたしましては、ウェブセミナーの回数を増やしており、今年度につきましては、先に開催したシンポジウムでは対面開催と併せてウェブ中継を実施

したほか、ブロック会議につきましても対面での開催を再開したいと今のところ考えてお  
りまして、こうした工夫をしながら自治体との意見交換、情報共有等の機会の確保に取り  
組んでいるところでございます。

続きまして、スライド番号16番、こちらでは参考情報として「公害苦情相談の対応状況」  
をまとめております。

全国の公害苦情の受付件数を左上にまとめておりまして、令和2年度のデータを御覧い  
ただきますと、8万1,557件と前年に比べて1万1,000件超の増加となっております。内訳  
としましては、典型7公害関係が5万6,123件、典型7公害以外が2万5,434件となってい  
ます。

右上の折れ線グラフ、公害の種類別の苦情受付件数を御覧いただきますと、騒音、大気  
汚染、悪臭の関係が増加しております。これらはいずれも感染拡大による影響と考えられ  
ます。

左下でございますけれども、典型7公害の直接処理に要した期間につきましては、1週  
間以内が67.9%、1か月以内と合わせますと4分の3程度は処理が終わっておりますので、  
総体的に考えますと、前年度に引き続き、迅速に処理されていると評価できるのではない  
かと考えております。

また、右下の棒グラフは、公害苦情処理担当の職員数の推移となっております。1万  
1,000人程度ということではほぼ横ばいとなっております。ただ、内訳を御覧いただきますと、  
ほとんどの職員がほかの業務との兼任ということになっております。

続きまして、スライド番号17番、こちらも参考情報として、「都道府県公害審査会等が受  
け付けた事件数」をまとめております。

年度によって多少ばらつきはありますけれども、ここ数年、受付件数40件、係属件数80  
件、終結件数40件程度で推移しているという状況が見て取れます。

下の棒グラフは、新規受付の件数を都道府県別にまとめておりまして、多い順に、大阪、  
東京、神奈川、愛知となっております。

続きまして、スライド番号18番、こちらでは「法曹関係者向け広報等」をまとめており  
ます。

枠囲みの下に広報に係る取組をまとめておりまして、公害に悩む方々から相談を受けて  
おられる弁護士、原因裁定囑託制度を利用していただく裁判所、将来の法曹関係者に向け  
た制度の認知拡大などに取り組んでおります。

具体的には、弁護士会におきまして、公害紛争処理制度や具体的な事例を紹介するための講演などをオンラインで実施したほか、司法修習生に対する研修プログラムにおいて講演も実施しております。

また、このスライドに関連したこれまでの御指摘を受けまして、法曹を目指す学生が実際に法曹になった際に、公害紛争の迅速・適正な解決手段としてこの制度の活用を検討してもらうことを期待して、法科大学院協会を通じて各法科大学院宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要を紹介するペーパーを付けて、制度の周知をお願いする旨の通知を発出させていただいているところでございます。

その下には、原因裁定嘱託制度の利便性向上に向けた取組をまとめておりまして、裁判所からの嘱託前の求意見の段階から嘱託後を見据えまして、事前に事件進行の検討等を行える体制を整備いたしまして、嘱託受付後、速やかに専門委員の任命を行うなど、より迅速な事件手続が可能になったこともございまして、令和3年度には9か月といった審理期間で嘱託事件を終結することができるようになっております。

そして、原因裁定嘱託につきましては、裁判所において既に事件の審理が進められていることもありますので、当委員会における原因裁定では手続や提出書面の重複等が生ずることもありまして、これらの手続を簡素化すべく、公害紛争処理に関する事務処理要領や手引を改正しております。

このスライドに関しましては、昨年の懇談会で法曹向けの広報、特に弁護士向けにつきまして充実を図るようという御指摘も頂いておりました。令和3年度には弁護士会等からの依頼を受けまして、Zoom等のオンライン会議システムを活用した講演会を実施しまして、その際の講演会の模様は弁護士会の会報で記事にさせていただきといた取組もいただき、二次的な広報活動も行われております。また、先ほども触れましたように、将来の法曹として活躍が期待されます法科大学院生向けの広報や法科大学院生のインターンシップの受入れも行っております。

以上が、公害紛争処理関係の説明でございました。

続きまして、スライド番号19番、「土地利用調整関係(1)不服裁定等」を御覧ください。

こちらは、鉱業法などに基づく行政処分につき、これを不服とする者からの申請に基づいた裁定を行っているものでございますが、冒頭に説明しましたとおり、我々の裁定に不服がある場合には東京高裁に訴訟を提起することとされております。令和3年度の実績としましては、新規受付が1件、繰越しが1件、終結が0件となっております。

次に、スライド番号20番、「土地利用調整関係（２）意見照会」を御覧ください。

土地収用法に基づきます国土交通大臣からの意見照会への回答につきましては、令和3年度の実績としまして、新規受付が10件、係属件数が15件、うち8件が終結ということとなっております。

以上が土地利用調整関係の説明でございました。

続きまして、資料3、「令和3年度実施施策に係るモニタリング結果」を御覧ください。

こちらには事後評価実施計画に基づき設定しております測定指標の実績をまとめております。

まず、迅速かつ適正な処理という施策名につきましては、令和3年度の実績について見ますと、1番目の公害紛争事件の受付・係属・終結の件数は、それぞれ24件、60件、12件となっております。また、2番目の事件調査の実施状況につきましては25回、3番目の裁定事件の平均処理期間は専門的調査を要しないものが約5か月、専門的調査を要するものは約2年2か月、4番目の現地期日の開催状況につきましては4回となっております。

これらの指標に関連した御指摘も昨年の懇談会で頂いておりました。

まず、3番目の処理期間に関しましては、期間短縮を含みます事件終了後の振り返りができないか検討を始めているところでございます。このほか、公害紛争処理手続の簡素・合理化の検討も進めておりまして、各事件の適切な処理という命題と併せて取り組んでいきたいと考えております。

また、未終結事件数を目標とすることや調査実施回数に関する御指摘も頂いていたところ、冒頭にも申し上げましたとおり、令和5年度から新たな基本計画が始まりますことから、これに向けまして事前分析表等の作成を検討しますので、そちらと併せて取り組みたいと考えております。

次のページは、利用の促進等、いわば広報関係についてまとめたものでございまして、令和3年度の実績について見ますと、1番目の受付・係属・終結、相談の件数は、それぞれ24件、60件、12件、470件となっております。また、2番目の都道府県の受付・係属・終結の件数は、それぞれ32件、77件、36件となっております。

定量的な目標となっております4番目のブロック会議参加者アンケートにおける業務に役立ったとの回答の割合につきましては、先ほども説明しましたとおり、ブロック会議をウェブセミナーで代替しておりますので、こちらのアンケート結果を用いておりまして、令和3年度の実績といたしましては97.3%となっております。

次のページ以降では土地利用調整の関係をまとめておまして、まず鉱業等と他の産業との調整という施策につきましては、1番目の鉱区禁止地域指定につきましては係属なしということでございまして、2番目の不服裁定につきましては受付・係属・終結の件数は、それぞれ1件、2件、0件となっております。

次のページ、土地利用に関する適正な処分の確保という施策につきましては、受付・係属・終結の件数は、それぞれ10件、15件、8件となっております。

以上が、令和3年度に実施しました施策に係るモニタリングの結果でございます。

これらのモニタリング結果のスライドに関しましては、昨年度の懇談会で、目標の設定の在り方と評価の在り方につきまして、目標設定の意味や達成に向けて何ができて、何が足りなかったのかといったことなどについて研究をしてはどうかといった御指摘を頂いていたところでございまして、この点につきましても、先ほど申し上げましたとおり、令和5年度から新たな基本計画が始まりますので、そちらに向けた事前分析表の作成等の検討の際に併せて取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、資料3についての説明になります。

続きまして、資料4、「公害等調整委員会政策評価基本計画」の案を御覧ください。

こちらは、政策評価法に基づき基本方針に沿って策定することとなっているものでございまして、記載項目としましては基本方針に沿った項目が設けられていくということでございまして、内容は現行の計画と同じ仕立てになっております。

1点だけ現行と異なる定めを置きたいと考えておりますのは、計画期間の部分でございます。公害等調整委員会では従来3年としてきたところでございますけれども、あらためて各府省の状況を確認いたしましたところ、経済産業省以外は従来3年としていたところでも5年に変更されてきておまして、当委員会におきましても、この際、5年に変更させていただければと考えております。当然のことながら、計画期間の間におきましても必要に応じて見直すことは妨げられているものではございませんので、取組を進めながら適宜対応するというように考えております。

その他、参考資料というのを付けさせていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

**【山内事務局長】** それでは、意見交換に入りたいと思います。皆様、御意見または事務局への御質問、御希望等がございましたら御自由に御発言ください。恐縮でございますけれども、名簿の五十音順でお願いしたいと思いますので、まずは磯野様、よろしくお願

いたします。

**【磯野構成員】** 大したことは特にないのですけれども、件数があって、申請件数が伸びた理由、そんなに多くなったわけではないのですけれども、多くなった理由と、それからそれはコロナと関係があるのかどうかということ、それが1点です。

それから、各地で再エネをめぐる様々な紛争があって、特にバイオ発電のようなものに対しての大気汚染問題等々の議論が出ているようなのですけれども、そういうものについての申立てというのではないのでしょうか。何らかの形で申請があるのか、苦情処理の段階であるのかとか、いろんな形であるかもしれないと思っているのですけど、その辺りはどうなのでしょう。

3点目は実際に取り扱っている件数の問題ですが、それは妥当と考えるのか、必ずしもそうではないのか、それをどのような基準で現在のところは考えていらっしゃるのかという、この三つを伺わせていただきたいと思います。

**【野竹総務課長】** 私のほうから、まず1点目の申請件数が伸びた理由という点でございますけれども、先ほどスライド番号16番で苦情相談の受付件数の推移を見ていただきましたとおり、令和元年度から2年度までにかけて傾向は変わっておりまして、コロナの影響かどうか定かではございませんけれども、恐らくは感染状況下で解決できないものが紛争ということで上がってきている可能性もあるのではないかと考えられます。

続きまして、バイオ発電等につきまして相談等があるのかという点につきましては、把握している限りではございませんが、今後起こり得るものとして注視していければと思います。

最後に、件数についての評価という点でございますけれども、こちらは多ければいいというものではないというのは御案内のとおりでございます。一応目標設定としましては過去の平均を取っているという形とさせていただいておりますけれども、こういった目標の定め方につきましても、引き続き検討していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

**【磯野構成員】** ありがとうございます。

**【山内事務局長】** よろしいでしょうか。それでは、続きまして、北村様、よろしくお願いたします。

**【北村構成員】** 北村でございます。スライドの番号で申せば、12枚目の折れ線グラフについて確認でございます。これは全体の数字になっておりますね。これは以前からこう

いう形でずっと統計が取られているのですが、例えば大気汚染、騒音、悪臭等々について、原因行為に全体的に変化は見られるのかということです。項目としてはこういうふうに分けるわけでありすけども、原因行為に何か特徴的な傾向のようなものは最近観察されるのかというのが、一つ目の質問です。

二つ目の質問は、この原因行為について法律あるいは条例による規制違反になっているものと、そうしたものが全くかかっていない中で苦情として来ているもの、こういう分け方をいたせば、どういう傾向が観察されるかということも分かっておいでならば教えてください。できれば幸いです。

以上です。

**【野竹総務課長】** ありがとうございます。お尋ねのあった二つの観点からの分析はこれまでできてきているのかというと、そうではございませんでして、どういう形でできるのか少し考えさせていただければと思います。

**【北村構成員】** ありがとうございます。もとより、そこまでやる必要があるのかどうかということもございましょうけども、これは規制を担当する国なり、あるいは自治体に対して情報提供するという観点からは、分析するに値するのではなかろうかと。逆に申せば、彼らはそういう分析のツールがない、情報もないわけでありすので、公調委ならではの情報提供となるのではないかと考えたものですから、発言申し上げました。御検討くだされば幸いです。

**【山内事務局長】** ありがとうございます。それでは次に、法テラスの名執様、よろしく願いいたします。

**【名執構成員】** 名執でございます。感想めいたものも含めてになりますけれども、まず広報関係については、法テラスもそうですが、困り事を抱える人が相談の窓口までたどり着くということ、それから紛争処理の方法や制度について理解できるということ、これは広報の目的として本当に大事だと思うのです。そこは今、御説明ありましたように、これまでホームページがウェブ検索の上位に上がるようにと工夫されていたり、国民、自治体、法曹向けに、それぞれに応じた分かりやすさを追求されてきたということが分かりました。とてもすばらしいと思います。今後とも媒体・手法もどんどん変化しておりますので、その流れに沿った形でまた工夫されればすばらしいと感じました。

もう一つは、利用者、これは相談者も含めての満足度というものをどう取るかについて考えさせられたこともありました。これを取ろうとすると、事件としていけば、裁定や調

停の結果に対する満足度として評価されやすいのではないかと思います。これは法テラスでも同じ問題を抱えております。

ただ、8万件余りある苦情相談、これは委員会が全て関与すべき対象になるかどうかは分かりませんが、これらは事件化される前の処理がきちんとなされて、事件化ということに結びついていくと思うので、とても大事な窓口業務なのだろうと思います。この苦情も含めた処理のプロセスにおける丁寧さとか迅速さ、それから進行状況の分かりやすさ、この点は、本当はもっと評価してほしい部分なのだと思うのですが、これをどのように把握し、また評価項目化できるかというのは悩ましいところだと感じました。

それは評価項目の定め方とか、アンケートの取り方にも工夫が必要だと思いますし、50周年を迎えられて、次期、令和5年度からは基本計画の評価期間を5年間に延ばすという一つの区切りですので、今後の定性的な分析の在り方ということも含めての検討も大事ではないかと感じました。

一つだけ御質問させていただくとすれば、8万件余りの都道府県・自治体における苦情相談というものを委員会としてはどのように扱われているのか。あくまで参考としてなのか、これは都道府県自体の問題だというふうにお考えになるのか、そこだけ教えていただければと思います。

以上です。

**【高野調査官】** 調査官の高野でございます。調査自体はあくまで業務統計というカテゴリーになりますので、具体的な中身についての把握というものはできない。あくまで数値データとしてどれだけの、例えばどういう分野でどういうものが増えているかという状況を把握するためのものですので、そういった範囲内で自治体の公害対策を私たちが把握して、それをいかしていきたいと思っております。

以上でございます。

**【名執構成員】** ありがとうございます。もしそれであれば恐らく大事になってくるのは、自治体に対する研修等の在り方だと思います。今、ウェブセミナーを定期的で開催されたりして、その満足度の評価もされていますけれども、自治体のほうも担当者も変わりますし、時間がたつうちに情報や知識のアップデートも必要になってくるので、その辺の研修や研さんを促すという意味でのウェブセミナー、この辺は今後とも大事なのだろうと感じました。ありがとうございました。

**【山内事務局長】** ありがとうございました。続きまして、関西大学の名取様、よろし

くお願いいたします。

【名取構成員】 関西大学、名取でございます。私は質問というよりはコメント、あるいは提案ということをしていただきます。まず広報に関して、10年ほど前からいろいろとコメントさせていただいておりますが、現代的な技術やツールを積極的に取り入れながらどんどん進化しており、とても充実していると、大変感心しております。ウェブサイトに関してとても見やすくなっていきますし、リンクの張り方も非常に適切であるなど感じているところでございます。

ページビューが、政策評価の項目にされていないのがちょっと残念だなと感じるぐらい、3年前、4年前から劇的に増えておりますので、それを次の評価期間において評価項目の一つに加えることができたら良いかと思えます。もちろん、毎年数字を上げていくというのは途中から難しくなりますが、過去に比べれば倍以上になっていますので、少なくとも現状維持であれば広報活動の意義、価値というものが十分見られていると評価できるところでございませう。

1点、別の視点を申し上げますと、8ページ目、スライドの8番目になります。こちらの、調査を要した事件の平均処理期間が今回は2年2か月というふうになっておりますが、下の棒グラフの事件ごとの数字をみますと、これは調査を要した事件7件のうち、2年を超えたのが4件、つまり7分の4だったわけです。C事件が15日間ほど超えてしまっても残念なのですが。

今、2年前の資料を確認したのですが、そのときに10件中6件かな。すみません、今もう1回確認をしていますが、2年前の資料、去年の資料は出てこなかったのですが、10件中6件が2年を超えていて、7件目が726日で、ぎりぎり2年をクリアできたのですが、いずれにせよ2年前は終結事件のうちの60%が2年を超えてしまった。

ただ、今年度に関しては7分の4ですので、55～56%というところになりますので、この視点を見ると前に比べて改善をしている。単に平均の日数だけではなくて、何件中何件が目標を超えてしまったのかという視点も加えていくと、数字上は改善されてないように見えても実は改善されているのだという、そうした活動の成果を示すことができるのではないかと感じたところでございませう。

それに追加して、先ほども御説明いただいたのですが、昨年、私、申し上げた、事件ごとの振り返りというものです。振り返りという言葉はいろんな分野で今はやっている言葉でもございませうので、そうした振り返りというものがより明確な形で、今ここの8ページ

のスライドのところでも事件ごとのコメントがついておりますが、こうしたものをもう少しきれいな形で整理して提示できれば、よりよい政策の評価といたしますか、自己の活動に関する適切な自己評価というものに結びつくのではないかと考えるところでございます。

質問というよりはコメントになってしまったのですが、私からは以上でございます。

【山内事務局長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、松田様、よろしくお願いいたします。

【松田構成員】 松田です。私からもコメントと、若干の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今もお話にあったのですが、公害紛争事件の迅速・適正な処理についてというところについて、私の感想を申し上げたいと思います。

紛争を迅速に解決するにこしたことはないという点について、司法と公調委の委員会とで異なるところはないと考えており、このことについては誰も異存がないことだと思えます。その意味で専門的な調査を要する事件を2年の目標として、専門的な調査を要しない事件は1年3か月程度を目標に設定すること自体は良いことですし、期間の長さも正しいといえるのではないかなと考えております。ただ、これはあくまで目安ということで、長期化することに合理的な理由があるような場合についてまで、徹底的に短期にしなければならぬというものではないと考えております。

今回、この資料によりますと、コロナウイルスの感染拡大による影響でちょっと長期化したということがデータ上分かっているようなので、審理期間については、特に問題はなかったのではないかと考えております。

それから、進行協議期日におけるウェブの利用という御報告もありましたが、近年のコロナウイルス感染拡大に伴うウェブ利用の活用拡大という流れからすると、公害等調整委員会もウェブ会議の導入に積極的に取り組んでいることがうかがえます。この点は高く評価されるべきだろうというふうに思っております。

特に進行協議などは対面で行うというよりは簡易な方法で行うことが可能ですし、それを酌んで多分やられているのだと思うのですけれども、積極的にそういう点について導入されている点は評価いたします。当事者が参加する時間的・経済的コストの問題、それからコロナウイルス感染拡大による期日延期の回避などの問題から、今後もウェブ会議等を積極的に活用していただきたいと思います。

それから、これも先ほどから御指摘があるところなのですが、広報関係でいうとホ

ホームページですね、「公害苦情」、「公害紛争」について1位を取っておられるということでした。「公害」は2位ですが、そのほかは1位を取られているということで、非常に努力されている跡がうかがえます。ただ、「騒音」などの典型公害で検索してもなかなか公調委がヒットしないというところがありました。この辺も引き続き改善していく予定とうかがいましたので、この点でも上位に食い込めるようにしていただけたらと思っております。

そして、私は以前から申し上げておりますが、公害問題において重要なのはやはり地方公共団体、特に市町村の苦情相談窓口の体制の整備だと考えております。ウェブ会議も以前よりますます充実させたセミナーを開催されているということであって、この点についても評価いたします。

機関誌「ちょうせい」を各自治体に届けているという御報告がありました。電子化したことにより、印刷物には戻せないということが前回の御報告であったのですが、地方自治体にどのように届けられているのか御教示ください。

総務省のツイッターで配信しているというのも、前回より確認させていただいておりますが、自治体の担当者に郵送でプリントアウトしたものをお送りするのか、それともそのほかの方法なのかというところを確認させていただきたいのです。一つは、最近、地方公共団体の公務員の方々は個別のメールアドレスをお持ちであることが多いのですが、担当部署ごとのメールアドレスが設けられているケースも多くて、個別の担当者じゃなくても担当窓口の代表のメールに送付すれば、皆さん御覧になっていただけるのではないかと考えます。それを踏まえて、地方公共団体に情報提供する方法としていろいろな方法がありますが、メールで配信するという方法もやはり一つあるのではないかと思っております。私の事務所のホームページを担当している方に伺った話を御紹介します。私の事務所もホームページを開設しています。弁護士の名前を羅列して、それでワンクリックすると、その弁護士の情報にいくというホームページもよくあるのですが、そうするとその情報にアクセスする人が減るようです。実は弁護士名と弁護士の情報というのは、平面的に並べたほうがよっぽど見てもらえますよというアドバイスをもらいました。必要な情報というのはできるだけ手数が少ない方法で表示できるようにしておくと、より多くの方に見てもらえると思います。例えばメール配信で、クリックしてハイパーリンクの方法でその情報にアクセスすることができれば、より多くの方が見てもらえると思いますので、先ほどの質問をさせていただきました。

それから、公害苦情相談の対応状況について、これも先ほどから再三御質問等されてい

るところで、公調委としてはデータの集計にとどまるということは分かったのですけれども、典型7公害以外の件数がものすごく増えている。そもそも既に公害といっても都市型・生活環境型の問題が増えている中で、公害というものの定義が再検討を迫られてくるような時期になっているのではないかと考えております。50周年の北村先生の講演の中で、その他の類型について対応していくのはそんなに簡単なことではないということを教えていただきましたけれども、データ集計をすれば公調委しかないと思っております、そのデータ集計の在り方についても今後は検討していただけたらと思っております。

以上です。

**【高野調査官】** 調査官の高野でございます。松田先生、ありがとうございました。

幾つか質問を頂いております、まず「ちょうせい」の地方自治体への配布の御質問を頂いたかと思えます。

こちらにつきましては、先ほど御説明したように印刷物として配布しているというのは一つあるのですけれども、それと同時に、メールで各都道府県宛てにリンク先をお知らせし、それから市町村にまた改めてそこから発信していただくということで、ワンクリックしていただければ「ちょうせい」のページにアクセスできるといった形で、今、周知をやっているところでございます。

それからあともう一つ、公害苦情調査の典型7公害以外のものですが、実は廃棄物が一番大きいということと、あともう一つの 카테고리 では「その他」という形に統計上はなっていて、具体的なものが見えないような状況になっております。これは平成16年度に調査自体を簡素化するということで、実はそういうくりにしてしまっているのが今見えない、中身が把握できない。ただ、平成15年度までのデータを見ると、一番多かったのは、例えば雑草の繁茂によって火災が発生するとか、そういったものが多かったというふうに承知しております。ここのデータの取り方をどうするかというのは、業務統計という性格もあるので、毎年いじるというわけはいかないと思っておりますので、方向性も考えて検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

**【松田構成員】** ありがとうございました。

**【山内事務局長】** よろしいでしょうか。それでは、最後までお待ちいただきましたけれども、丸岡様、よろしくお願いいたします。

**【丸岡構成員】** 御説明いただき、ありがとうございました。これまでに御発言された先生方と重複するところもありますけれども、感想を申し上げたいと思えます。

まず、一つ目は、特に広報を中心に、毎年1回向上あるいは改善がなされているということで、昨年度のこの会議で随分よくなったなと思っていたのですけれども、今年もまた改善をされていて素晴らしいと思いました。これが1点目です。

2点目は、指標に関してちょっと思ったところを申し上げたいと思います。端的に言うところ、新しい5か年が始まるということですから、指標について再考するというか、もう一度考えてみる必要があるんじゃないかということです。

先ほどからほかの先生方もおっしゃっていますけれども、例えばいろいろな件数が取られているわけですが、件数は多ければいいというものじゃないということですね。あるいは、例えば裁定事件の平均処理期間等でいえば、早ければいいというものではないということです。また、実際の数値も例えば専門調査を要するものの平均処理期間というのは2年ちょっとということで、ここ数年あまり変化がないということになっています。また、ブロック会議、去年、今年はブロック会議は行われなくて別の方法でというお話がありましたけれども、ブロック会議に出席された方が役に立った比率というのも95%を超えているという状態になっています。

一方では、早ければ早いほうがいい、多ければ多いほうがいいというものではないということですし、一方、現実の数字を見てもサチュレートして飽和しているというか、数字がどこかに張りついているということが見えてきています。

ということですので、これら重要な件数や処理期間というのは重要な指標ではあるのですが、この指標だけを中心に考えていって本当にいいのかどうかということは、もう一度考えたほうがいいんじゃないかと思います。

具体的には、平均処理期間にせよ、満足度にせよ、改善可能と考えるのかどうかということがあろうと思います。例えば処理をしていく幾つかの業務のステップの中で、明らかにここはもっと短い時間でできるはずなのに、今、時間がかかっているというめどがついているのであれば、それをより短くするというのは妥当な考え方なのですが、現在、それぞれが効率的に行われていて、これ以上時間を詰めるというのは、言葉を選ばずに言うと、手抜きになるリスクがあるのであれば、あんまりこれを短くするというのは考えづらいということがあります。

あるいはウェブサイト等へのアクセス数に関しても、本来、この情報が届いていないはずの、あるいはウェブサイトに来ていないはずのある地域の方とか、ある言語を話される方が来ていない、ここは改善できるはずだというのであれば、もっと高い数字を目標に掲

げるようなことがあっていいと思うのですけれども、十分必要とする人には届いているというのであれば、闇雲に情報を必要としない方にもホームページへのアクセスを促すというのはまた変な話になっていきます。まとめると、指標について、改善可能かどうか、裏返して言えば、どこを改善すればもっと早くなる、もっと増える、あるいは増えるべきだと見当をつけて、その上で目標設定する必要があるんじゃないかと思います。

それからもう一つは、先ほどほかの先生で、満足度という指標について言及された先生がいらっしゃいました。例えばウェブサイト等であれば、どのぐらいの人が来たかというのからもう一步進んで指標を取るとすれば、何かの情報があると思って公調委のウェブサイトに来たわけですから、あなたが必要としていた情報はありましたか、あるいは疑問に思っていたことは解決しましたかという評価を個々の記事で取るようにするという工夫は、なおできるんじゃないかと思います。公調委が目指していることがらに対応して、新たな適切な指標を選ぶ工夫です。

ということで、指標に関しては別の指標を採用することを含めて一度検討してよいのではないかと思いました。

以上です。

**【山内事務局長】** ありがとうございます。皆様から御意見を頂きましたけれども、改めて追加で御質問、御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃいましたら、お名前を言っていただければ。よろしいでしょうか。それでは、委員のほうから。

**【都築委員】** 委員の都築でございます。今日は貴重な御意見多数頂きまして、どうもありがとうございます。

名取良太先生、それから松田先生、丸岡先生のほうから、処理期間につきまして御言及を頂きました。先ほど紹介しました数値だけを見ますと、比較的短期間に処理されているのではないかと受け止められる節もあろうかと思えますけれども、例えばスライド5でいきますと、係属件数、未済事件が令和3年度におきまして増えておるということで、実際処理している者としましてはちょっと危機感を持っております。コロナの影響もありまして、例えば社会経済活動がちょっと鎮静化しているために、騒音測定の時期をうまく捉えることができずに事件係属が延びているというケースもあります。

そういうことも含めて、私どもとしましては、手続運用につきまして改善の余地はないのかという振り返り、検討が必要ではないかという御指摘につきましては、かつての産業型公害を想定した重厚な手続運用がいまだに残っているのではないかという観点から、都

市型・生活環境型の公害紛争など多様化する事案に柔軟に対応できるような手続運用の簡素化・合理化に向けて、個々の事案ごとに検討を進めたいと思っているところでございます。

その一環としましてIT化ということがあります。既にウェブ会議を利用した当事者ヒアリングなどを実施しているところでありますけれども、さらに当事者の利便性向上に向けてIT化を進めることができないか、関係機関の状況も把握しながら検討を行っていきたいところでございます。

それから、松田先生からは、苦情相談の状況の中で、典型7公害以外のデータの集計などを検討する必要があるのではないかという御指摘を頂いております。典型7公害の枠組みの中でもかなり広範の紛争が含まれていることから、今申し上げましたような手続運用の改善とか広報活動にまず力を入れるべきだと考えているところでございますけれども、典型7公害以外の問題につきましても環境紛争をこれからどのように捉えていくべきなのか、典型7公害以外でどのような類型が考えられるのか、そしてどのような制度の在り方が社会のニーズに応えることになるのかといった点につきまして、委員会でじっくりと研究をしていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

**【上家委員】** それでは、上家からも小さなコメントを一つ。

今、都築委員からの御説明もありましたように、典型7公害以外でどのようなものがあるのかということも今後研究していく必要があると思うのですが、まずはその前に、これまで長らく紛争処理をしてきて蓄積があるわけですので、典型7公害の範囲ではありますが、公害紛争事件処理の蓄積がある、これを利用しやすい形というか、これからの紛争処理において有益な情報が含まれているのではないかと、研究すれば浮かび上がるのではないかとことから、今までの処理された事件について振り返りをしていきたい、そういうこともするべきではないかなと検討しているところでございます。

**【若生委員】** 若生でございます。何人かの先生から苦情処理の重要性、その窓口の重要性というお話があったと思うのですがけれども、私どもの問題意識としてもう一つ、苦情相談あるいは公害審査会を端緒とする事案で、地方でなかなか解決が困難な事案、一方で公調委の専門性をいかすことで、そういう紛争解決が可能な事案というのがあるんじゃないかと思っていまして、今は地方で受け付けて、なかなか処理ができなくて埋もれているような事案を公調委のほうにうまくつなげられないかという問題意識を少し持っていまし

て、そこら辺の工夫ができないかということも今後検討していきたいと思っているところでございます。

以上です。

【山内事務局長】 よろしければ、野中委員、いかがでしょうか。

【野中委員】 改めて私のほうからコメントすることはございません。いろいろな御意見をお聞かせいただき、ありがとうございます。今後に役立てていきたいと思えます。

【山内事務局長】 ありがとうございます。大橋委員はいかがでしょうか。

【大橋委員】 今日は大変貴重な御意見ありがとうございます。この手続の問題につきましては、いろんな省庁と比べても、準司法手続ということがあるのかもしれませんが、手続が少し丁寧過ぎる部分は率直にあるように思いまして、現在この委員会でもそういうところの改善は着手しているところですので、ぜひそれを進めていきたいと思えます。

また、いろいろな専門委員の先生方を含めて、専門知識が非常に集積された行政機関であるというのは、ほかの省庁と比べても非常に特徴的なところでありまして、ただ、そういう貴重な知識が十分発信できているかという点、いろいろもったいない宝が詰まっているようなところもありますので、ぜひいろいろなツールを活用して、さらにそういうものを、特に地方の担当の方との間で情報提供、情報交換できるような形で進められればいいかなと思っております。

そういう観点で、今日は非常に貴重な御意見を伺いまして参考になりましたので、改めてお礼申し上げます。

【山内事務局長】 ありがとうございます。委員長、いかがですか。

【永野委員長】 本日は、種々の御指摘や質問に代えた形でのアドバイス等を頂きましてありがとうございます。紛争解決制度の運用を担う者としては、利用者の視点に立って、現状に甘んじることなく、日々の実践の中でいろいろと創意工夫を加えていかなければならないと感じているところであります。

行政のADRということで、当委員会には三つの顔があるのだらうと思っております。一つは紛争解決機関として、もう一つは中央委員会として、そして三つ目は行政機関の一員としての顔。そして50周年を機会に各役割との関係でいろいろな課題を我々の間でも議論をしているところでございます。

ただ、組織のリソースにも限りがありますので、こういった課題を組織目的の中で戦略

的に位置付けて、優先順位やタイムスパンを考えながら、検討していくことが必要と考えておりました、そういう意味では今日頂きましたいろんな御意見、アドバイスも、そのような位置付けを意識しながら実践をしていきたいと思えます。

そういった実践の中で、手続の運用などについても運用改善の形が姿を現してくるというふうにも思われますし、業務の部分についてもいろんな姿が出てくるのだらうと思えます。そのことがまた新たな改善目標につながっていく好循環となるように、頂きましたアドバイス等を踏まえて日々実践してまいりたいと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

**【山内事務局長】** 少しお時間は早いですけれども、もし皆様方、御意見、御質問がないようでしたら、意見交換はここまでとしたいと思えます。本日頂いた御意見を踏まえまして、引き続き公害等調整委員会の業務を着実に推進してまいりたいと思えますので、どうか御指導のほどよろしくお願ひします。

また、今後とも事務局から御連絡させていただくことがあるかと思えますけれども、何とぞ御協力のほどよろしくお願ひいたします。

では、これにて閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。